



トピックス	TOP	MPD
S・A	18~22	18~22
論文	7	5

検視、告発、自首

検視

① 意義

刑訴法229条の規定に基づき、変死者又は変死の疑いのある死体が犯罪に起因するものであるかどうか判断するために、**五官の作用により死体の状況を調べる処分**をいう。



検視は捜査そのものには当たらずあくまでも捜査の端緒です。

② 対象

「**変死体**」である。

変死体の種類	意義
変死者	老死、病死等の自然死ではないいわゆる不自然死であり、犯罪による死亡ではないかという疑いを入れる余地のある死体をいう。
変死の疑いのある死体	不自然死の疑いがあり、かつ、犯罪によるものかどうか不明なものをいう。

③ 検視の手続

(1) 検視の代行

変死体の報告を受けた検察官は、内容を検討し、検視の必要があると判断するときは、自ら検視をしなければならないとされているが、刑訴法上、**検察事務官又は司法警察員に検視をさせることができる**。これを**代行検視**という。

検視は検察官の権限とされていて、検視の代行を命じるかどうかは検察官の裁量とされているよ。



(2) 立入り

住居主等の管理者の**承諾がなくとも**変死体の存在する場所へ立ち入ることができる。

(3) 検視における措置

検視を行うに当たっては、次の措置をとることができる(検視規則6条参照)。

変死体の検査等	○ 眼瞼、肛門の検査等の医学的な 外表検査 ○ 必要な限度で 衣類を損壊 すること 等
必要事項の聴取	○ 立会医師の 意見の聴取 ○ 家人、親族、隣人、発見者等の関係者から、 必要な事項 についての聴取
特徴等の写真撮影・記録等	○ 変死体の人相、全身の形状、特徴のある身体の一部、着衣その他特徴のある所持品の 撮影及び記録 ○ 指紋の採取 等



検視の結果、犯罪に起因する場合は、直ちに犯罪捜査に移行するよ。

告発

① 意義

告発とは、犯人又は告訴権者に当たらない第三者が捜査機関(検察官又は司法警察員)に対し、**犯罪事実を申告して犯人の処罰を求める意思表示**をいう(刑訴法239条1項)。

② 告発人

(1) 意義

犯人や告訴権者に当たらない者であれば、**何人であっても行うことができる**。**公務員はその職務を行うことにより犯罪があると知ったときは、告発する義務がある**(刑訴法239条2項)。実際に告発した者を告発人と呼ぶ。

公務員の告発は義務ですが、ここにいう公務員には、警察官等の捜査機関は含まれないと解されています。



(2) 告発人となることのできる者

告発人となることのできる者は、**自然人とは限られない**。地方公共団体や企業といった公私の法人だけではなく、国又は地方公共団体も告発人となることのできる。法人格のない社団・財団も告発をすることができる。



マンガでTRY 法学論文 刑法

TOPの論文 5、TOP・MPDの論文 3 とリンク！



不法領得の意思

不動産会社であるA社に勤める甲は、競合他社であるZ社から自らに有益な情報を得るため、A社が機密資料として所持している顧客名簿（紙媒体）のコピーをZ社に渡す取引計画を立てた。後日、甲は、勤務中にA社の保管庫から同名簿を社外に持ち出し、会社付近にあるコンビニエンス・ストアのコピー機で全ページをコピーした後、同名簿を元の場所である保管庫に戻した。



本事例における甲の刑法上の刑責について述べなさい(不正競争防止法については、別論とする)。



解答・解説は次ページで ➡